

京都市交通局管理規程 6-0（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成17年3月18日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第12条の2第1項第2号中「7,200円」を「6,480円」に、「20,520円」を「18,470円」に、「38,880円」を「34,990円」に、「23,480円」を「21,140円」に「26,220円」を「23,600円」に、「17,330円」を「15,600円」に改める。

第14条第1項中「に掲げる定期券を除く。」を「及び同条第3項に規定する定期券を除く。」に改める。

第18条に次の1項を加える。

3 調整路線に係る通勤定期券のうち、別表第4の左欄に掲げる定期券を所持する旅客は、同表右欄に掲げる系統において随意に乗車することができる。

第21条第3項第1号の表通勤定期券及び通学定期券の項中「通勤定期券」の右に「(第18条第3項に定める通勤定期券を除く。)」を加え、同表に次のように加える。

第18条第3項に定める通勤定期券	別表第3に定める基準運賃に基づく旅客運賃の額の3倍に相当する額
------------------	---------------------------------

第41条第1項の表を次のように改める。

定期観光系統	旅客運賃の額
A コース	円 4,700 (2,650)
A S コース	3,200 (1,850)
B コース	6,170 (3,330)
C コース	6,300 (2,920)
C S コース	4,700 (2,130)
D コース	7,000 (3,350)
D S コース	8,800 (5,000)
D L コース	2,800 (1,240)
D X コース	6,500 (4,620)
G M コース	7,390 (3,450)
H コース	7,800 (5,550)

J コース	5, 000 (2, 380)
K コース	3, 000 (1, 550)
N D コース	5, 400 (4, 310)
N L コース	3, 300 (1, 410)
P コース	8, 100 (5, 200)
Q コース	6, 800 (3, 100)
Q S コース	8, 800 (5, 400)
R コース	5, 800 (2, 580)
R E コース	3, 200 (1, 500)
R S コース	3, 350 (1, 460)
S L コース	2, 800 (1, 140)

Vコース	8, 200 (5, 200)
Wコース	7, 200 (6, 100)
X A コース	2, 500 (1, 050)
X D コース	2, 500 (1, 250)
X P コース	2, 800 (1, 400)
Z コース	7, 390 (3, 450)

備考 ( ) 内は、小児の運賃である。

第51条の2第1項第2号中「5, 040円」を「4, 540円」に、「14, 360円」を「12, 940円」に、「27, 220円」を「24, 520円」に改める。

第65条第1項中「通勤定期券」の右に「(第18条第3項に規定する通勤定期券を除く。)」を加え、「3倍に相当する額を」の右に「、第18条第3項に規定する通勤定期券にあっては別表第3に定める基準運賃の額の3倍に相当する額を」を加える。

別表第3第1号の表に次のように加える。

市内中心フリー (220)	9, 240	26, 330	49, 900
市内中心 + 岩倉地域 フリー (240)	10, 080	28, 730	54, 430
市内中心 + 右京地域 フリー (240)	10, 080	28, 730	54, 430
市内中心 + 岩倉地域 フリー拡大版 (360)	15, 120	43, 090	81, 650
市内中心 + 桂地域フ リー (260)	10, 920	31, 120	58, 970
市内中心 + 桂・洛西地 域フリー (290)	12, 180	34, 710	65, 770
桂・洛西地域フリー (230)	9, 660	27, 530	52, 160

別表第3第1号の表に備考として次のように加える。

備考 ( ) 内の運賃額は、当該区分における基準運賃を示す。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第18条第3項関係)

区分	系統	
	均一路線	調整路線
市内中心フリー	全系統	19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 北3号, 南2号, 特南2号, 南3号及び南8号の全線並びに南1号の竹田駅西口～中久世間
市内中心+岩倉 地域フリー	全系統	5号, 19号, 20号, 22号, 31号, 65号, 81号, 特81号, 北3号, 北8号, 南2号, 特南2号, 南3号及び南8号の全線並びに南1号の竹田駅西口～中久世間
市内中心+右京 地域フリー	全系統	11号, 19号, 20号, 22号, 28号, 75号, 81号, 特81号, 91号, 93号, 北3号, 南2号, 特南2号, 南3号及び南8号の全線並びに8号の清水町から四条烏丸間, 29号の松尾大社前～四条烏丸間及び南1号の竹田駅西口～中久世間
市内中心+右京 地域フリー拡大 版	全系統	8号, 11号, 19号, 20号, 22号, 28号, 75号, 81号, 特81号, 91号, 93号, 北3号, 南2号, 特南2号, 南3号及び南8号並びに29号の松尾大社前～四条烏丸間及び南1号の竹

		田駅西口～中久世間
市内中心 + 桂地 域フリー	全系統	19号, 20号, 22号, 42号, 69 号, 81号, 特81号, 北3号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号及 び南8号の全線並びに28号の松尾大 社前～京都駅前間, 29号の国道三ノ宮 ～四条烏丸間, 33号の三ノ宮～京都駅 前間, 特33号の三ノ宮～京都駅前間, 73号の国道三ノ宮～京都駅前間, 西1 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西2号の 三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西2号の三 ノ宮街道～桂駅西口間, 西3号の三ノ宮 街道～桂駅西口間, 特西3号の三ノ宮街 道～桂駅西口間, 西4号の第二回生病院 前～洛西口駅前間, 西5号の三ノ宮街道 ～桂駅西口間, 臨西5号三ノ宮街道～桂 駅西口間, 西6号の三ノ宮街道～桂駅西 口間及び西8号の三ノ宮街道～桂駅西 口間
市内中心 + 桂・ 洛西地域フリー	全系統	19号, 20号, 22号, 29号, 33 号, 特33号, 42号, 69号, 73号, 81号, 特81号, 北3号, 南1号, 特 南1号, 南2号, 特南2号, 南3号, 南

		8号, 西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 西5号, 特西5号, 臨西5号, 西6号及び西8号の全線並びに28号の松尾大社前～京都駅前間
桂・洛西地域フ リー	—	西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 西5号, 特西5号, 臨西5号, 西6号及び西8号の全線並びに28号の松尾大社前～松尾橋間, 29号の松尾橋～洛西バスターミナル間, 33号の桂小橋～洛西バスターミナル間, 特33号の東側町～洛西バスターミナル間, 42号の中久世～洛西口駅前間, 69号の上野橋～桂駅東口間, 73号の西京極～洛西バスターミナル間南1号の中久世～桂駅東口間及び特南1号の中久世～桂駅東口間

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第41条第1項の改正規定は、平成17年3月19日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した定期券は、当

該定期券をその通用期間中に限り別に定めるところにより使用すること  
ができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、  
管理者が定める。

(交通局企画総務部総務課)